

備前市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 備前市

事 業 名 : 備前市下水道事業(個別排水処理事業)

策 定 日 : 平成 28 年 10 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平12年3月27日	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
---------------------	-----------	------------------------	----

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	公共下水道事業に準ずる						
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当なし						
その他の使用料体系の 概要・考え方	特になし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,635	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,955	円
	平成26年度	3,802	円		平成26年度	4,228	円
	平成27年度	3,802	円		平成27年度	4,419	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	0人(公共下水道事業担当職員が公共下水道事業と含めて行っている)
事業運営組織	まちづくり部—上下水道課-下水道係、業務係 H26まで まちづくり部—下水道課-工務係、施設係、業務係 H27 まちづくり部—上下水道課-下水道工務係、下水道施設係、業務係(水道部門と統合)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	個人設置のため活用できる資産は無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	個人設置のため活用できる資産は無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

健全で効率の良い経営のためには、料金改定を視野に入れる必要があるが、料金については公共下水道事業等と同額としているため、個別排水処理事業の経営がすぐに健全化されるほどの改良は難しいのが現状である。

2. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

平成11年度から整備を始め、平成17年度繰越分で全整備を終了し、現在は施設の管理運営を行っている。個人設置の合併浄化槽との費用面での整合性が取り難く、長期的な方針として、補助金による支援型の普及を推進することとして、市設置型から個人設置型へ移行することを前提としているため、この事業は消滅する方向を想定している

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(対象施設、時期、金額等)に記載すること。

- ・投資の目標に関する事項・・・個人設置のため該当なし
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項・・・個人設置のため該当なし
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項・・・個人設置のため該当なし
- ・投資の平準化に関する事項・・・個人設置のため該当なし
- ・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)・・・合特法関係業者(6社)で市内の浄化センターを共同管理できるか検討中
- ・防災・安全対策に関する事項・・・個人設置のため該当なし
- ・その他・・・特になし

② 収支計画のうち財源についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

- ・財源の目標に関する事項
将来事業が消滅する方向を想定しているため現状維持
- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
整備は終了しており新規がないため、見直しはほぼ横ばいから緩やかな減少をたどる。料金については公共下水道事業等と同額としているため、単独での改定は難しい。
- ・企業債に関する事項
新規借入れはなく平成47年度に完済予定
- ・繰入金に関する事項
毎年基準内と赤字補填分を繰入
- ・資産の有効活用に関する事項
個人設置のため活用できる資産は無し
- ・その他
特になし

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

- ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
特になし
- ・職員給与費に関する事項
該当予算なし
- ・動力費に関する事項
該当予算なし
- ・薬品費に関する事項
該当予算なし
- ・修繕費に関する事項
必要最低限の維持管理に係るもののみ
- ・委託費に関する事項
必要最低限の維持管理に係るもののみ
- ・その他

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	個人設置のため該当なし
投資の平準化に関する事項	個人設置のため該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	合特法の関係により検討出来ない
その他の取組	個人設置であり、必要最低限の維持管理費のみであるため、特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公共下水道事業等と同額としているため、公共下水道事業等の見直し時に併せて見直す。
資産活用による収入増加の取組について	個人設置のため活用できる資産は無し
その他の取組	使用料と一般会計からの繰入れによる。基準外繰入もあるが使用料の改正については、下水道事業とあわせる事になる

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	合特法の関係により検討出来ない
職員給与に関する事項	予算に給与費は無し
動力費に関する事項	予算に動力費は無し
薬品費に関する事項	予算に薬品費は無し
修繕費に関する事項	適切な維持管理に努め、故障の未然防止を図る
委託費に関する事項	合特法関係業者(6社)で該当浄化槽を共同管理できるか検討中
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方について記載すること。</p> <p>前年度決算終了～翌年度予算作成の間に、現状・その他の環境を踏まえ、見直し・更新していく</p>
----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------